銀行やコンビニなどに行かなくても税金などを「い つでも」「どこでも」アプリ決済で納付できるように なりました。

#### ●対象となる税金など

町県民税(年金・給与天引き以外の人)・国民健康 保険税 · 軽自動車税 · 固定資産税 · 住宅使用料 · 駐 車場使用料・保育料・放課後児童クラブ保育料・後 期高齢者医療保険料

- ●金額の上限 30万円
- ●利用できる決済アプリ

LINE Pay・PayPay・楽天銀行アプリ・PayB・au PAY

#### ●利用方法

①スマートフォンなどに決済アプリをインストール

- ②決済アプリに電子マネーをチャージ
- ※ PayB の場合、口座登録が必要です。
- ③納付書のバーコードをスマートフォンなどのカメラで 読み取る
- ④金額を確認し、決済する
- ●**決済手数料** 無料

#### ●注意事項

- ▶4月以降に発行した納付書のみ、アプリ決済できます。 ▷銀行・コンビ二窓口でアプリを使った納付はできません。
- ▷納付書1枚ごとにスマホ決済手続きが必要です。
- ▷領収書は発行されません。
- ●問い合わせ 役場各担当係

※領収書や軽自動車税納税証明書が必要な人は、銀 行やコンビ二窓口で納付書払いをしてください。

※募集要項や申込書は役場人事秘や郵送で申し並ん ●申込方法 ●勤務地 ▽文書作成など、 対 ●採用予定数 勤務地 いきいきほーる普通自動車を運転できる 得できます 保健師の資格を持って ン操作ができる 役場人事秘書係窓口 7月1日 基本的なパ

浴場の営業時間が変わります。

- ●現 在 午前 10 時~午後 8 時
- 午前11時~午後9時

注意してください。

※水曜日のみ、午後2時開始です。

●問い合わせ 役場高齢者支援係

診療時間 20 に電話してください 受診する場合、 1局818 午前10時~午後5時 事前に該当医院

康課の合わせ いきいきほー

. い 対

## マリンテラスあしや **\浴時間。変更**

んどう歯科医院(水巻町古賀) (月・祝)

※乳幼児の診察は、

が担当する場合があります。

かあります。必 専門外の医師

●5月3日

歯が痛くなったら

ーク中に

院内・遠賀町尾崎)

ところ

(遠賀中間医師会おんが病ろ 遠賀中間休日急病セン

遠賀中間休日急病セ

4時30分

もり歯科医院(水巻町吉田東) (東山田) 容に沿って専門の相談員と自治体 空き家への不安などを気軽に相談 職員が対応します 無料相談会を行 してください 5 月 17

2 8

启 1

1番

5月5日 (水・祝)

5月4日 (火・祝)

なかやま歯科医院(岡垣町

☎202局0

ところ 午後4時 なかまハ 午 前 11

または県内の持ち家に住 県内に空き家を持って

(中間市蓮花寺) 象 モニー

# ICOTTO! MIZUMAKI

●元祖トマトラーメン三味

※午後1時から家財整理に関する

51局3

番

者医療広域連合♂

**●定員** 14組(先着順) 講演会を開催します。

●セレクトショップ水巻 休み 5月6日 5 月 休み

●持ってくるもの

固定資産税納

災害義援金の受け付け令和3年2月福島県沖地震

地震で被災した人を支援するた

時~午前11時30分・午後1時~

休日急病センターへ日曜日や祝日の急患は

▽田曜日

祝日

午後5時

10 時

午

せ 詳しくは遠賀中間後6時~10時

●夜間の電話受付時間

ださい。

13

合

わ

●問い合わせ

休日急病センター☎282局9

お知らせ

問い合わせ セ ク 番 3

家の将来は決まってますか空き家相談会

空き家や持ち家の終活につい

います。 所有 個別の して る 7

てくださ

●問い合わせ

役場生活支援係

4月下旬に受診票を郵送しますの ●受診方法 健診を受診してください 象

※受領証が必要な人は通信欄に受

0

67

領証希望と記入してくださ

5月31日 (月)

税通知書など建物情報が分かる

## 726局6210番 建築住宅センタ

申し込み・問い合わせ 7 0 福岡県

しところ

役場住民係窓口、

中央

公民館、

南部公民館、

図書館

歴史資料館、

きい

きほ

【募金箱】

協力をお願い

します。

義援金を受け

けて

います

保険証と受診票を持っ 実施医療機関に予

生活習慣病の早期発見・治療のた

【郵便振替(手数料免除)】

5月28日 (金)

立四座名

日赤令

和3年2月福島

県沖地震災害義援金

## 後期高齢者の健康診査年に一度は受けましょう

年に一度の健康診査が重

口座番号

後期高齢者医療加入者

休み

会

(1組30分)

容

事前予約制の個別相談

●問い合わせ ◇

せ 詳しくは後期高齢 令和4年3月31日(オ/

障害者福祉センター ☎ 201-0794 サクラほーる(高齢者福祉センター)

**2** 201-3344

INFORMATION

・スポーツ振興係 ☎ 201-4000

ほっとステーション 🕿 203-1555

(児童少年相談センター) FAX 203-1553

**2** 201-4321

FAX 201-4423

**2** 201-0401

FAX 201-0411

**2** 202-2472

FAX 202-2473

**2** 201-5757

**2** 202-3212

FAX 202-3621

**2** 203-5772

FAX 203-5806

**201-5000** 

FAX 201-0995

**2** 201-0999

水巻町役場

中央公民館

南部公民館

総合運動公園

・テニスコート

支援センター

健康課

子育て

図書館

歴史資料館

いきいきほーる

#### 北九州市上下水道局

・お客様センター ☎ 582-3031 ・西部工事事務所 **2** 644-7820

コミュニティ無線 確認ダイヤル **201-9119** 

遠賀中間休日急病センター ★休日救急医療★ ☎ 282-9919

水巻町新型コロナワクチン 専用コールセンター ☎ 202-3339 ★毎日午前9時45分~午後5時★ 第4日曜日を除く

## みずまろエコバッグ 大好評販売中

テントクロス(ポリ)と シャンブリック(綿)の 2種類を販売中

- ●価格 1個 100円(税込)
- ●ところ 役場2階広報係窓□ ※限定のため1人5個までです。
- ●問い合わせ 役場広報係

あなたの力が必要です保健師 (任期付き) を墓 を募集 が学べます。また、参加者同士の解と対象者への言葉のかけ方などいきこもりについて、正しい理

意見・提案をしてください 県が行う取り組みに対し

交流会で同じ悩みを抱えて

いる人 か。

●活動内容

年6回程度のアンケ

所と専門的な講師を提供

します

き

5月6日

13 日 •

域の皆さんに特技を磨くための場

【ズンバ短期教室】

●申込方法

野球クラブ(藤田)

☎(090)4483局149

8番

要です)

Ĕ

(年会費と保険料が別途必

水巻ゆう・あい倶楽部一緒に体を動かしませ

んか

● 費

用

月額50

吉田グラウンド

いきいき「はつらつ塾」では、

地域に還元しませんか自分の特技を磨いて

と意見を交換

き 4 時

毎月第3金曜日午後2

● 対

<sup>∽</sup>穴に住んでいる18歳以上の人 **象** インターネットを使え 下回答・県政への意見や提案

してもらいます。

回のみの参加もできます日(木)午後2時~3時

●問い合わせ

楽部☎7

局7741 水巻ゆう・

午後2時~

総合運動公園

を申し込んだ人から4月30日まで月31日までにマイナンバーカード

ナポイントの申込対象が3

ところ

福岡県精神保健福祉セ

(春日市原町)

ひきこもり状態にある

●申込方法 県ホー

ムページから

主(上限3000円) 実績に応じてQUO

(上限3000

し込んでください

5 月 31 日

月

※参加できない場合、随時電話相

談も受け付けて

います

●●●報定任

400人

●募集コース

パッチワーク・ガー書道・水彩画・陶

陶

各回15人(先着順)

き

5月~

令和4年

月

芸・歴史・。

委嘱の日~

· 令和4年3月

申込期限が延長マイナポイントの

●問い合わせ

役場住民係

精神保健福祉センタ

582局7530

番 7

092

643局3

Ō

申し込み・問い合わせ

詳しく

午前9時~正午

料費などが別途必要です

無料

シニア軟式野球】

き

毎週火曜日

・土曜日の

部に電話で申し込んでください

各コース5人~10人

●申込方法

水巻ゆう・あい倶楽

※ゆうあい会員は400円です。

1回500円

は役場生涯学習係

合わせ

福岡県県民情報課

し込み・問い合わせ

福岡県

0

人とその家族

毎月開催しています

に申し込んだ人に延長され

最長3年

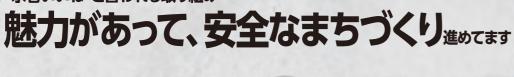
次の条件を全て満たす人 る

広報みずまき 2021.4.25

申込期限

役場人事秘書係

#### "水巻いいね"と言われる取り組み



水巻町では町独自の住宅支援制度を実施して、 町に住む魅力を高めています。今回、町の移住・定 住を支援する奨励金や安心安全なまちづくりを進 めるための補助金を紹介します。

●申し込み・問い合わせ 役場定住促進係☎ 201-4321

### 最大 50 개

## 危険家屋解体補助金

空き家など老朽危険家屋が放置されて、地域 の安全や景観が損なわれないよう危険家屋 の解体を支援します。

- ●補助金 解体工事費の2分の1
- ●対象 次の条件を全て満たす家屋

▷町が行う家屋の不良度判定で、点数が一定以上 ▷所有権以外に抵当権などの権利が設定されて いない

▷公共工事に伴う移転、建て替え、 その他の補償の対象となっていない



安心安全に暮らせる災害に強いまちづくりを 進めるため、昭和56年5月以前の旧耐震基 準で建てられた家の耐震化を支援します。

- ●補助金 耐震改修費の2分の1
- ●対象 次の条件を全て満たす木造住宅

▷町内にある一戸建て

▷昭和 56 年5月以前に建築した

▷耐震診断での耐震性能の評点が一定未満

▷耐震改修工事後に居住する人がいる

※違法建築物は対象外です。

広報みずまき 2021.4.25

※3つの補助金は工事前の審査が必要です。

#### 最大 定住促進學励金

水巻町で住宅を取得しやすい環境を整えるため、 新築や中古の住宅を取得した人に奨励金を交付 します。

- ●奨励金 世帯構成で金額が異なります
- ▷30万円 中学校卒業前の子どもを含む、住宅所 有者の直系親族で構成される3世代以上の世帯
- ▷ 20万円 中学校卒業前の子どもを含む世帯
- ▷ 10 万円 その他の世帯
- ●対象次の条件を全て満たす場合
- ▶新築 (中古) の一戸建てやマンションを取得した
- ※国や県などから、補助金(住まい給付金は併用可) を受けている場合は対象外です。
- ※住宅の増築や相続・贈与、公共工事に伴う移転補 償での取得は対象外です。
- ▶住宅取得日から6か月以内に住民登録をする ▶自治会に加入している
- ●申込期間 5月~翌年1月

※住宅取得から1年以内に申し込みが必要です。

### 最大 16 m ブロック塀撤去 横助金

災害時の安全な避難経路を確保するため、地 震などで倒壊する危険が高まったブロック塀 の撤去を支援します。今年度から補助金の上限を 10万9千円から16万円に引き上げました。

- ●補助金 対象撤去費の3分の2
- ●対象次の条件を全て満たすブロック塀 ▷道路に面して高さが1m以上 ▷町が行う危険度調査で、点数が一定未満 ※フェンスや門扉・門柱、土留めブロックの撤去 は補助対象外です。







自宅で介護を受ける高齢者や重度の身体障がい者 の寝具を預かって、洗濯・乾燥・消毒を行います。

- ●対象者 次のいずれかに該当する人
- ▷寝具の衛生管理が困難な65歳以上の1人暮らし高
- ▷老衰や心身の障がい、傷病などの理由で寝たきり 状態にある 65 歳以上の高齢者
- ▶重度の身体障がいのために寝たきり状態の身体障 がい(児)者
- ●寝具預かり日 6月2日(水)·3日(木)
- ●**寝具返却日** 6月9日(水)・10日(木)
- ●費 用

敷・掛布団、毛布など3点で600円 ※マットレスを含む場合は3点で800円です。

- ●申込期限 5月10日(月)
- ●申し込み・問い合わせ

▷役場高齢者支援係・障がい支援係☎ 201-4321

▷居住する地区の高齢者支援センター

問い合わせ -ビスを利 2

士の無料法律相談

後

町内に住ん (先着順)

> とがあれば、相 き

くださ

月

每週月曜日•金曜日(祝

え込まず

後 0 時 50 分

困ったことありる福祉サービスを担

利用して

かて

地域住民の視点で支援を行う 市民後見人・法人後見従事者になりませんか

成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が 十分でない人に対して、福祉サービスの契約や財産管理な どを行い、地域で安心して暮らせるよう支援する制度です。 住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよ う、その担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市 民後見人」、団体の職員を対象とした地域住民の権利擁護 に貢献する「法人後見従事者」の養成講座を開催します。

●対 象

町内に住んでいる、または勤務している 20 歳以上の人

- ●ところ 役場別館
- 2,000円 (テキスト代)
- **員** 20 人程度(選考)
- ●申込方法 受講申込書を記入して、社会福祉協議会窓口 に提出してください。
- ●申込期限 5月21日(金)
- ●問い合わせ 詳しくは社会福祉協議会☎ 202-3700 へ

制度の概要・市民後見人の役割・ 日常生活自立支援事業
後見制度・関連法の知識 対象者の理解
対人援助演習
対象者の理解・後見制度の現状 と課題・後見業務の実際
年金制度、家庭裁判所の実務 後見業務の実際
町の福祉制度 後見業務の実際、事例検討
事例検討 養成講座修了者の今後